

顧問に関するお願い

学生総合支援センター

学生の課外活動とは、学生が自主的な判断に基づいて所属する課外活動団体の運営及び大学内外での活動を行うものです。学生総合支援センターでは、学生の課外活動がより良くなるため、教職員の皆様に顧問として協力をお願いしております。

顧問にご協力いただく役割はおおむね、下記の項目です。

- ① 課外活動団体の運営についての助言
- ② 課外活動を通じての学生同士の親睦・交流についての助言
- ③ 課外活動の安全面への配慮についての助言

なお、顧問は学生の学内外での課外活動中の安全性確保について責任を負うものではございません。しかし、次のような場合は学生総合支援センターへの連絡をお願いいたします。

- ① 具体的な危険が予想される計画であることがわかった場合
- ② 練習に名を借りた、しごき、ハラスメント行為、未成年者の飲酒等の違法行為及び反社会的行動が行われていることがわかった場合、あるいは疑われる場合

顧問として、課外活動に引率する場合の旅費につきましては、次のとおりとなります。

- ① 学内外で行われる課外活動に学生団体が参加する場合に、顧問が当該学生団体に属する学生を引率する場合には、国立大学法人信州大学職員就業規則（平成16年国立大学法人信州大学規則第2号。以下「規則」という。）第56条に規定する出張といたします。（在勤地内への引率は出張とはなりません。）
- ② 前項の出張に要する旅費は、規則第57条の規定にかかわらず、実際に要した交通費の額に限り支給いたします。（宿泊費及び日当は支給されません。出張前に必ず学生総合支援センターに連絡をお願いいたします。）

平成25年10月1日実施